

## バス路線に関する「地域間幹線系統確保維持計画(原案)」についての意見募集のお知らせ

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障をきたすことが危惧されています

このため、千葉県では「千葉県バス対策地域協議会」(国、県、市町村及びバス事業者で構成)を設置し、さらに各地域に「分科会」を設け、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび、印旛分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議申出のあった路線について協議を行い、「地域間幹線系統確保維持計画(原案)」を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

この原案について御意見等がありましたら、下記により御提出くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出方法

意見等の提出は、原則として書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールでお願いします。

#### 2. 記入方法

書面または電子メールの件名に、「地域間幹線系統確保維持計画(原案)に対する意見」と明記の上、住所、氏名、路線名及び意見の内容を具体的に記入してください。

#### 3. 提出期限

**令和8年6月18日(木)** ※郵送の場合は、当日必着

#### 4. 提出先

〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町 8-1

千葉県印旛地域振興事務所内「千葉県バス対策地域協議会印旛分科会事務局」宛て

電話番号 043-483-1111

F A X 043-483-2450

メー ル inba-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp